

地域森林計画の案の縦覧について

森林法（昭和26年法律第249号）第6条第1項の規定により、多摩地域森林計画の案の縦覧を行います。

1 縦覧期間

令和7年11月18日（火）～令和7年12月17日（水）までの間
（ただし、土曜、日曜、祝日、年末年始の閉庁日を除く。）

2 縦覧場所（所在場所については別記）

- (1) 東京都産業労働局農林水産部森林課
午前9時～午後5時（正午から午後1時までの間は除く。）
- (2) 東京都森林事務所保全課計画担当
午前9時～午後5時（正午から午後1時までの間は除く。）

3 意見の提出方法

知事あてに、意見の内容とその理由を記載し、書面（下記の様式又は任意の様式）により、提出して下さい。寄せられた意見の内容について問い合わせさせていただくこともありますので、必ず住所、氏名、電話番号を記載してください。

4 意見の提出先

縦覧場所へ直接持参するか、または次のいずれかの方法により、東京都産業労働局農林水産部森林課企画調整担当まで提出して下さい。ただし、令和7年12月17日（水）午後5時必着とさせていただきます。

- (1) 郵便 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
東京都産業労働局農林水産部森林課企画調整担当
- (2) 電子メール S0000488@section.metro.tokyo.jp

5 その他

- (1) 意見の提出は、任意の様式に日本語でお願いします。
- (2) 寄せられた意見については、地域森林計画を公表する際に、意見の要旨及びその処理結果を併せて公表させていただきます。

縦覧場所の所在地

- 1 東京都産業労働局農林水産部森林課企画調整担当
住所 新宿区西新宿2-8-1 都庁第1本庁舎21階中央
電話 03-5320-4854（森林課代表）内線37-511
- 2 東京都森林事務所保全課計画担当
住所 青梅市河辺町6-4-1 青梅合同庁舎2階
電話 0428-22-1155（直通）

(参考書式)

令和 年 月 日

東京都知事 あて

申し出者
住所

氏名

電話

多摩地域森林計画の案の内容について意見があるので、その理由を付して申し出ます。

意見の内容及びその理由